

ジェノサイド後のルワンダにおける 加害者とサバイバーの意識の変化 — ガチャチャ裁判後の聞き取り調査をもとに

The Changes in Attitudes of Perpetrators and Survivors in Post-Genocide Rwanda: Based on the Interviews Following the *Gacaca* Jurisdiction Process

小 峯 茂 嗣
KOMINE Shigetsugu



Key words: 平和構築、和解、ルワンダ、ジェノサイド、ガチャチャ
Peacebuilding, Reconciliation, Rwanda, Genocide, Gacaca

Abstract

The genocide in Rwanda in 1994 caused more than 800,000 deaths (mainly Tutsi) over 100 days. After the genocide ended in 1994, the newly installed government established the “Gacaca Courts” in order to try past crimes of genocide and crimes against humanity. The purpose of the Gacaca was not only to reveal the truth behind events that took place during the genocide and to judge the criminals, but also to promote reconciliation between the criminals and survivors. Based on a series of structured interview, this article attempts to show how the Gacaca process influenced the promotion of reconciliation of both parties. Findings from the interviews show that there are still few positive exchanges or communications such as mutual visitations, sharing house equipment or talking about the genocide even though they exchanged apology and forgiveness in Gacaca Courts.

1. はじめに

1994年4月にアフリカ東部のルワンダで起きたジェノサイドは、その残虐性のみならず、暴力の規模や短期間での拡大という意味においても、世界を震撼させた。ルワンダのジェノサイドにおいては、80万人前後の人々―当時の人口の1割に相当する―が、およそ100日間で犠牲になったといわれる。そこでは小さな単位のコミュニティの中で、「隣人が隣人を殺した」と言われるほどに密接な距離にある人々が、銃やナタのような農機具を用いて暴力を行使した。

ルワンダのジェノサイドは、多数派フツが少数派ツチを虐殺した民族紛争であると説明されることが多い。たしかにルワンダでは、実際に多数派フツ、少数派ツチ、そして最少数のトゥワという3つのエスニックグループが存在する。しかし、ジェノサイドの遠因は、当時のハビヤリマナ大統領政権（フツ中心）と、ウガンダで発足した反政府勢力「ルワンダ愛国戦線（RPF）」（ツチ中心）との間の権力闘争に端を発するものであった。それが次第にエスニックな色彩を帯びたものとなっていったのである。ルワンダを含むポスト冷戦期のアフリカの紛争増加現象を、武内（2009）は、私的なパトロン-クライアント構造に支えられた政治運営が、冷戦終結とともに崩壊したと説明している。ルワンダにおいては、主要輸出品であるコーヒーの価格が80年代に下落したことで経済危機に陥り、冷戦終結によって国際援助も減少した。さらに援助と引き換えの経済自由化や民主化の圧力が、権力者の富と権力の独占状態を大きく揺さぶることとなった。大統領の求心力が低下する中で、1990年にRPF（ツチ中心）との内戦が始まり、ハビヤリマナ政権は、ツチの排斥へと進んでいったのである（武内 2009）。

ルワンダにおいては、ツチとフツは全土において混住しており、ルワンダのジェノサイドで特徴的なのは、小さい単位のコミュニティにおいてまで、エスニシティの違いを理由とした殺戮が行われたことである。暴力の主体は、当時の政府の急進派勢力が組織した「インテラハムウェ（*Interahamwe*）」と呼ばれた民兵組織であるが、地域の住民が動員され、組織されたものである。ルワンダのジェノサイドが、「隣人が隣人を殺した」と言われる所以である。

同年7月にRPFはジェノサイドを鎮圧し、RPF中心の新政府が発足した。その新政府が掲げた国家再建の課題の一つが、「国民和解（National Reconciliation）」である。これは、暴力を経た異なるエスニックグループに属する人々が、「国民」として再び共存していくことを目指したものである。そして新政府にとっては、過去に自国内で行われた人権侵害行為を裁き、社会秩序の安定を回復させられるかは、自己の国家運営能力を問われる課題でもある。

2. 本研究の目的と方法

2.1. 本研究の目的

本研究は、ジェノサイドを鎮圧したルワンダ新政府が、過去の人権侵害行為を法的に処理し、同時に加害者とサバイバーの和解醸成を行う目的で制定した「ガチャチャ法廷（*Inkiko Gacaca*）」

制度に着目する。なお本稿における「加害者」とは、ジェノサイドにおいて直接的または間接的に殺人・傷害・破壊行為等に加担した人々をさすこととする。またルワンダでは、ジェノサイドにおいて家族を失うなどの被害を受けながら生存した人々を「サバイバー (Survivor)」と呼称しており、本稿ではそれに準拠し、そのような立場に置かれる人々を「サバイバー」と表記する。

その上で本研究は、ガチャチャ法廷のプロセスが終了した後の、加害者とサバイバーの双方の意識や関係性の変化について探ることを目的とする。

ガチャチャに関する先行研究は、すでに様々なものがある。

一つはガチャチャの制度分析を行ったものである。たとえば、修復的司法の観点からガチャチャ制度の内容を分析するものとして、Bornkamm (2012) などがある。また、ガチャチャ法廷の実施にあたる手続き的な問題を指摘するものもある。たとえば Bornkamm (2012) は被疑者に罪状が伝えられずにガチャチャ法廷に召喚されていることを指摘しており、また Human Rights Watch (2011) は、被疑者のための弁護人が不在であることや、証人の安全が確保されないなどの指摘を行っている。

ジェノサイドを鎮圧して発足した RPF 政権の政治分析の一環としてガチャチャを論じているものもある。Gahima (2013) や Reyntjens (2013) は、RPF がその過程で行った人権侵害行為が、事実上ガチャチャの場では訴追されないという偏向した状況を踏まえ、ガチャチャを批判している。

また、ガチャチャに参加した住民の心理的な影響を調査したものもある。Clark (2010) は、サバイバーがガチャチャによって、自らの被害が公的に承認されたことにより、一定の癒しを得ることができたとみなされる事例や、その一方で、ガチャチャに参加することでトラウマを呼び起こされるという弊害もあることを指摘している。

これらに比して、本研究は、加害者とサバイバーの関係性に着目する。ガチャチャ法廷の一連のプロセスを経て、加害者とサバイバーの間には何らかの関係性の変化が生じたのか—これはすなわち、ガチャチャ制度が意図した和解醸成に貢献したかどうかを検証するものである。では和解とは何か。国際政治学者であり平和構築の実践者でもあるジョン・ポール・レデラックは、暴力的な紛争を経た社会における和解を、「関係の構築 (Relationship Building)」とし、それは真実、慈悲、正義、平和が会うところであるというモデルを示している (Lederach 1997)。このことを踏まえ、ルワンダにおける調査を行ってきた。

2.2. 調査方法および調査地について

調査地は、キガリ州内にある、住民数約 1 万人の B セル¹⁾ である。首都キガリ市から 40km ほどに位置し、住民の大半は農業を生業としている地域である。

調査は、質問票に基づく聞き取りによって行った。調査対象者の選定にあたっては、B セルに在住の調査補助者が、加害者とサバイバーの双方から、聞き取りに協力してくれる住民を探すという形で行った。また聞き取り調査時の言語については、現地語と英語を解する通訳を通して行った。

調査は、2012 年 3 月、2013 年 11 月、2014 年 4 月、2014 年 11 月、2015 年 2 月に実施した。

なお2013年11月以降の調査は、文部科学省科学研究費補助金（挑戦的萌芽研究）「ルワンダのガチャチャ裁判による和解醸成効果に関する研究」（平成24年度～26年度）により、実施されたものである。

2.3. 本稿の構成

以下、本稿では、ジェノサイドを鎮圧して発足したルワンダ新政府による国民和解の方針と施策を概観し、続いてその施策であるガチャチャを経験したBセルでの聞き取り調査の結果を記す。そしてその調査結果から現時点で見えてきたものを整理し、今後の研究の展望について記していく。

3. ルワンダ新政府による国民和解の方針

3.1. 司法を通じた国民和解

ジェノサイド後の「国民和解」という課題に対してルワンダ新政府は、刑事裁判でジェノサイドに加担した者を裁くという方針を取った。この背景には、ルワンダにおける過去の「不処罰（Impunity）」の文化が、ジェノサイドのような暴力を容認する結果となったという認識がある。1996年には「1990年10月1日以降に行われたジェノサイド罪または人道に対する罪を構成する犯罪の起訴の体系に関する1996年8月30日基本法96/8」（以下、1996年法）が制定された。1996年法では、1990年10月1日（ハビヤリマナ政権とRPFとの内戦が勃発した日）から、1994年12月31日（ジェノサイドが発生した年の年末）までに行われたジェノサイド罪と人道に対する罪を訴追対象とした。1996年法は訴追対象者を4つのカテゴリーに分類している。第一はジェノサイドの計画や指揮を行った者で最も重い罪とされている。それに続いて第二は殺人、第三は傷害、第四は財産を侵害する行為と規定されている。ここでは微罪に関与した者に至るまで徹底的に司法手続きで裁こうという新政府の姿勢が見られる。1996年法に基づく司法の運営は、ルワンダが独立後に西欧から継受した司法制度に基づく。すなわち、被疑者の逮捕、拘留、訴追、審理といったプロセスを経て行われてきた。しかしながら、United Nations Human Rights Field Operation in Rwandaの報告書によれば、裁判官や検察官の不足（それらの者たちがジェノサイドにより殺害されたり、難民として国外に逃れたことが原因）、犯罪捜査に必要な人的、物的リソースの不足のため、審理は進まず、一方で刑務所には逮捕された被疑者が長期にわたって刑務所に拘留され、刑務所は過密状態になり、健康被害を引き起こすまでにいたったケースも報告されている（United Nations Human Rights Field Operation in Rwanda 1996）。2000年の段階で、ルワンダ国内には約11万5000人の未決囚がおり、このままのスピードではすべての裁判が終わるまでに200年かかるとまで言われた。

3.2. ガチャチャ法廷の設置

このような状況に鑑みて立法化されたのがガチャチャ法廷である。「ガチャチャ」とは、ルワン

ダの公用語であるキニャルワンダで「芝生」を意味し、ルワンダ各地で伝統的に行われてきたインフォーマルな紛争調停システムが、ガチャチャと呼ばれていた。村落部で土地や家畜をめぐる紛争が発生した際に、村で寄り合いを開き、まさに芝生の上で車座になって、当事者間の紛争を調停し、和解させる試みであった。この考え方をもとに、ルワンダ各地の約 11,000 箇所がガチャチャ法廷を設置する法律が制定された。それが『ガチャチャ法廷』の設置及び 1994 年 10 月 1 日から 1994 年 12 月 31 日までの間に行われたジェノサイド罪または人道に対する罪を構成する加害行為の訴追の組織化に関する 2001 年 1 月 26 日の国内法第 40/2000 号（以下、ガチャチャ法）である。村々で行われてきたガチャチャ法廷では、ジェノサイド時に加害者が加担した犯罪行為を明らかにすると同時に、参加する住民の面前で加害者とサバイバーが対面し、謝罪と赦しを交わすことで、両者の和解を促すことも企図されている。

3.3. ガチャチャ法廷制度の概要

ガチャチャ法に基づき、ルワンダでは 2003 年からパイロット的に一部地域からガチャチャ法廷を開始し、2012 年 6 月に公式に終了となった。ガチャチャ法廷は各地で、選挙で選ばれた複数人のイニャンガムガヨ (*Inyangamugayo*、ガチャチャの進行を行う判事団) が審理を進めていく。ガチャチャ法廷開始に伴い、自白を行うことを受け入れた未決囚は刑務所から釈放され、帰郷した。ガチャチャ法廷ではまず、サバイバーから家族の殺害や財産への被害について取りまとめられる。その申し立てに基づいて、召喚された被疑者 (加害者) は自らの犯罪行為を参加住民の衆目の中で自白したり、参加住民が証言を行っていくことで、個々の被害についての真実を明らかにしていく。ガチャチャ制度では、自白と引き換えに刑期が半減されることが認められている。また刑期の半分を禁固刑、残りの半分を公益労働刑 (地域での土木作業などの労働に従事) で償うことになっている。ただし大多数の受刑者は、すでにガチャチャ以前に刑務所に拘留されていたため、禁固刑の刑期からはその年数は差し引かれる。したがって多くは公益労働刑のみに服役することとなった。またガチャチャ法廷では、加害者は自らが被害を与えたサバイバーに対して、衆目監視の中、罪を認めて謝罪を行い、それに対してサバイバーも赦しを宣言するというプロセスも、審理手続きに含まれる。従来の刑事司法制度においては、サバイバーはプロセスから排除されている。これは西欧に端を発する近代司法制度が社会秩序の回復を主眼に置いているため、被害者や遺族が受けた心身の傷を癒すことは主たる目的ではない。それと比すれば、ガチャチャはそのプロセスにおいて、被害を受けたサバイバーが参画していることが特徴的である。

4. 現地調査の結果

以下では第一に個々のケースについての真実解明状況、第二にガチャチャにおける謝罪と赦しの交換の実態、第三にガチャチャ以後の加害者とサバイバーの関わりの変化、最後に双方のガチャチャに対する評価に関する聞き取り調査の結果を記していく。

これまでの調査で、42名のサバイバーがインタビューに応じた。内訳は、女性が33名で、調査時期の時点で、80代1名、60代3名、50代4名、40代6名、30代22名、20代6名であった。また男性は9名で、60代1名、30代6名、20代2名であった。加害者として訴追された者でインタビューに応じたのは23名であった。内訳は、女性が2名で、30代と40代が1名ずつ、男性が21名で、70代1名、60代2名、50代4名、40代10名、30代4名であった。これらは、ジェノサイド後にBセルに転入した一部のものを除き、ジェノサイド以前から隣人として生活していた人々である。

4.1. 真実の解明—加害者の特定と家族の最後の状況

ルワンダのジェノサイドにおける真実の解明—ここではガチャチャプロセスによって、サバイバーは加害者を特定できたか、家族の最後の状況を知ることができたか、家族の遺体の在処を知ることができたかの3点について、サバイバーに対してインタビューを行った。

ルワンダのジェノサイドでは、身分証明書の民族表記によってツチと知られた者たちが、民兵組織によって連行され、殺害された後に穴に埋められるという例が多い。このことはイリバギザ(2006)のようなジェノサイド経験者の手記や、ゴーレイビッチ(2003)のようなルポルタージュの中にも散見されている²⁾。そのような経緯から、窮地を逃れたサバイバーたちの中には、自分たちの家族の最後の状況や、遺体の確認すらできていない者が多い。ガチャチャ法廷のプロセスが、そのような真実の解明についてどのような役割を果たせたかを、以下にまとめる。

4.1.1. 加害者の特定はどの程度なされたか

特定できた	35名	
特定できなかった	7名	転居したため出身地のガチャチャに不参加(3名) 加害者が正規軍兵士だったため不明(2名) ガチャチャの場で加害者が特定できなかった(2名)
合計	42名	

このように、ガチャチャ法廷の場においてはじめて、家族を殺害した加害者を知ることができたサバイバーが多数を占めていた。サバイバーたちは、ジェノサイドから20年の時を経てはじめて、そのことを知りえたことになる。

4.1.2. 家族の最後の状況について知ることができたか

家族は目の前で殺された(=既知)	3名
知人がジェノサイド後に教えてくれていた(=既知)	6名
ガチャチャで初めて知った	21名
加害者が不明または逃亡中のため分からない	8名
加害者が自白しないので分からない	3名
回答なし	1名
合計	42名

こちらについても、加害者の自白によってはじめて家族の最後の状況を知ることができた者が半数を占めた（21名）。一方で4分の1にあたる11名のサバイバーが、ガチャチャ法廷を通じても、家族の最後の状況について知ることはできなかった。

4.1.3. 家族の遺体の在処がわかったか

ガチャチャ以前から知っていた	13名	家族は目前で殺害された、知人が教えてくれた
ガチャチャで一部または全部について判明	24名	見つからなかった例→証言がない、置いていった娘の遺体が見つからない
ガチャチャに参加できず不明	2名	
ガチャチャの場やそれ以外でも不明	3名	加害者が特定できない、加害者が自白しない、証言の場所に行ったが見つからない
合計	42名	

こちらについても、半数以上がガチャチャ法廷における加害者の自白によって、家族の遺体がどこに埋められたのかを知ることができたことになる。

4.2. 謝罪に対する赦しは交わされたか

ガチャチャ法廷において加害者はサバイバーに対して謝罪を行い、サバイバーはそれを受け入れて赦しを宣言するプロセスがある。では実際に両者の間に謝罪と赦しの交換はどの程度なされたのか。

3.1.1. で加害者を特定できた35名のサバイバーに対して行ったインタビューの結果は以下のとおりであった（一人のサバイバーについて複数の加害者がいるため、件数で表示）。

加害者が謝罪したので赦した件数	42件	
加害者が謝罪しないので赦さなかった件数	24件	
加害者に対して謝罪を求めなかった件数	9件	9名の加害者が、サバイバー（1名）の友人の母親の親類だったことから、当該サバイバーは、彼らに対して謝罪を要求しようとは思わなかった。
加害者が謝罪したが赦さなかった件数	1件	衆人に対して謝罪したが自分に対しては謝罪しなかった
加害者と対面できなかった件数	1件	ガチャチャの場で見つけられなかった

またインタビューに応じた23名の加害者へのインタビュー結果は以下のとおりであった。

謝罪したか	ガチャチャ法廷の場のみで、サバイバーと対面して謝罪し、ガチャチャに参加した公衆に対しても謝罪。	8名
	ガチャチャ法廷の場のみで、公衆に対してのみ謝罪（サバイバーに対面しての謝罪は行わず）	2名
	ガチャチャ法廷の場だけでなく個別に訪問して謝罪	6名
	ガチャチャ法廷の場だけでなく手紙を通じて謝罪	6名
	謝罪せず（訴え出る者はいなかった→冤罪が証明された）	1名
	合計	23名

赦されたか	ガチャチャの場で赦された	22名
	該当なし（冤罪が証明された）	1名
	合 計	23名

これらの結果から、加害者は、ガチャチャ法廷の場でサバイバーに対して謝罪をした場合は、全員が赦しを表明されている。もっともこのやり取りはガチャチャ法廷の進行上の一プロセスであり、多分にセレモニーとしての要素が強いことは否めない。次節では、ガチャチャ法廷を経て、両者の関わり合いがどのようなようになっていったかを記す。そこから、両者の和解の進展について考察を進めていく。

4.3. ガチャチャ後のサバイバーと加害者の交流頻度

ガチャチャ法廷の場において、加害者とサバイバーは謝罪と赦しを交わしていた。しかしながら、そのこと自体をもって両者の和解は成ったと結論付けることはできないであろう。ガチャチャ法廷を経て、両者の間にどのような関わり合いがあるのか（ないのか）について調査を行った。具体的には、相互訪問、物の貸し借り、会話の内容などについてインタビューを試みた。

まず、何らかの関わり合いがあると回答した加害者は22名中14名、サバイバーは42名中12名であった。結果は以下のとおりである（複数回答）。

対 象	加害者	サバイバー
人 数	22名（冤罪が晴れた1名を除く）中14名 「頻繁に会う」（毎日～週1回程度） 6名 「時々会う」（月に1,2回程度～それ以下） 8名	42名中12名 「頻繁に会う」（毎日～週1回程度） 3名 「時々会う」（月に1,2回程度～それ以下） 9名
交流形態	<ul style="list-style-type: none"> ・近所なのでたまたま見かける (5件) ・結婚式に招待されたり、手伝いに行く (3件) ・組合や地域の集会の場で会う (3件) ・週末に教会で会う (2件) ・自分が作る伝統医薬品を買いに来る (1件) ・セルの酒場で会う (2件) ・留守番を頼まれる (1件) ・サバイバーの一人が自分の子の教師 (1件) ・サバイバーが親類なのでたまに訪問 (1件) ・知人が来た時に、サバイバーも家に招待する (1件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・水・家財道具の貸し借り (4件) ・家庭の催事（結婚式など）に招待される (2件) ・相手が自分の店に買い物に来る (1件) ・加害者の親の家の掃除を手伝ったことがある (1件)
会話内容	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活のこと程度 (9件) ・ジェノサイド当時のこと (4件) ・農業・天候のこと程度 (3件) ・あいさつ程度 (3件) ・勉強のこと (1件) ・セルの運営のこと (回答者がセルの長) (1件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活のこと (5件) ・あいさつ程度 (3件) ・エイズについて (1件) ・政府の施策について (1件) ・セルや組合の仕事のこと (1件) ※ ジェノサイドの話はしない

注目したいのが、14名の加害者のうち4名が、サバイバーとジェノサイドについて話すことがあるという点である。加害者にとってもサバイバーにとっても、ジェノサイドの経験は触れたく

ない、そして触れられたくない話題であることは想像に難くない。インタビューに応じたサバイバー達の中には、自分からジェノサイドの話をするという者はいなかった。

ジェノサイド当時について話すという加害者は、どのような思いをもってジェノサイドの話題に触れるのか。インタビューの内容を列記する。

- 自分は過去の行いを悪かったと思っている。サバイバーはそんな自分に対して、「恐れなくていい」と言ってくれる。自分の行ったことを後悔している。
- ジェノサイド当時の話もする。この地域で何が行われたかについて、例えば「ここにツチが隠れている」などと密告する人がいたことなども。語り継がないとまた同じことが起こるから、伝えないといけないと思っている。サバイバーの反応は、良いものではない。だが家族は子供たちに対して、自分を拒絶したり、無視したりしないように話してくれている。
- 様々なことを話すか、ジェノサイドの話をよくする。自分は、当時はまだ若く、インテラハムウェにそそのかされた。今はサバイバーたちは友好的で、彼らとは良好な関係だ。例えば畑仕事を手伝ったり、家の修理を手伝ったりする。
- ときどき、ジェノサイドについても話す。時には2、3日サバイバーの家で過ごすこともある。

つづいて、関わり合いがないと回答した加害者は22名中8名、サバイバーは42名中32名（うち2名は、他の加害者とは関わり合いがあると回答した者）であった。結果は以下のとおりである（複数回答）。

対象	加害者	サバイバー
人 数	22人中8人	42人中32人
理 由	サバイバーが遠方のため ほぼ会うことはない (7名)	地理的な要因で交流が困難 (19名) 自分が転居したため (4名) 加害者が他の地域にいるか居所が不明 (5名)
	自分が刑期を終えたばかりで まだ会っていない (1名)	加害者が逃亡したから (3名) 加害者は刑務所か公益労働刑に服役中 (7名)
		何らかの理由により、自発的に交流を求めない (8名) 会いたくない (5名) 理由はない、会ってもいいが (1名) 加害者を信じられない (1名) 謝罪しないから会いたくない (1名)
		加害者が自分に会いたくないような気がするから (3名) そもそも交流対象となる加害者が不明 (2名)

ここで分かることは、地理的に離れているなどの物理的要因を除くと、ガチャチャ法廷のプロセスを経た後も、加害者に対する不信感が根強いために、積極的に関わり合いを持ちたくはないと思っているサバイバーは今もいるということである。

4.4. ガチャチャに対する双方の評価

これまで真実の解明、謝罪と赦しの交換、ガチャチャ法廷以後の両者の関わり合いについて概観してきた。ではこれらを踏まえて、加害者やサバイバーはガチャチャをどのように評価しているのかについてインタビューを行った。

4.4.1. 加害者側の評価（複数回答）

サバイバーたちとの関係が回復し、良好となった	14件
サバイバーに謝罪することができた	10件
ずっと刑務所にいなくてもよくなった	5件
罪を自白して、明らかにする機会を得られた	4件
冤罪が晴れた	1件
賠償が困難だ	1件
合 計	35件

これらを見る限りでは、ガチャチャ法廷に参加した加害者の満足度は高いと見受けられる。サバイバーへの賠償が困難だという以外には、否定的意見はなかった。

4.4.2. サバイバー側の評価

同様にサバイバーに対しても、ガチャチャ制度の評価についてインタビューを試みた。ここで注意した点は、ガチャチャ制度についての印象と、個人にとってのガチャチャ制度の意義を区別

して語ってもらったことである。客観的な意見と、当事者としての意見を峻別するためのものであり、その結果は以下ようになった（複数回答）。

ガチャチャ制度についての印象（肯定的・積極的な評価）：回答者数 23 名	
・人々の関係が修復され統合できた	13 件
・ジェノサイド再発を回避できた	4 件
・謝罪と赦しを交わせたことは良かった	3 件
・家族の遺体が見つかったこと	2 件
・家族の最後の様子を知ることができた	1 件
・加害者から賠償を得ることができた	1 件
・加害者を特定できた	1 件
・被害内容を明らかにできた	1 件
・加害者とサバイバーが対面できた	1 件
合 計	27 件

・ガチャチャ制度についての印象（否定的・消極的な評価）	0 件
-----------------------------	-----

サバイバー側からも否定的な評価はなかった。続いて、個人にとってのガチャチャ制度の意義について問うと、結果は以下ようになった。

個人にとってのガチャチャ制度の意義（肯定的・積極的な評価）：回答者数 15 名（複数回答）	
・遺体の場所を知ることができた	6 件
・赦しがある、赦せる気持ちになった	4 件
・家族の最後の様子を知ることができた	2 件
・賠償を得ることができた	1 件
・加害者との関わりを持つことができた	1 件
・謝罪を受けることができた	1 件
・自分の子の復讐心がなくなった	1 件
・悪夢にうなされることが減った	1 件
・希望を持てた	1 件
・救われた気がした	1 件
・謝罪によって怒りが和らいだ	1 件
合 計	20 件

個人にとってのガチャチャ制度の意義（否定的・消極的な評価）：回答者数 15 名（複数回答）	
・自分にとっては無意味、他にどうしようもない	8 件
・ガチャチャの真実解明や謝罪と赦しには満足していない	2 件
・時がたてば気も和らぐだろうと思う	1 件
・政府のプログラムだから参加していただけ	1 件
・悲しみを呼び覚まされただけ	1 件

• 加害者とは交流もなく謝罪もされておらず、複雑な気持ちを加害者に対して抱いている。	1件
• 赦すことは困難だった	1件
• 賠償が未解決で不満	1件
• 復讐したい気持ちは変わらない	1件
合 計	17件

5. 現地調査から見えてきたこと

以上の結果から、様々なことが見えてきた。

第一に、サバイバーが和解するはずの加害者が不在の場合があることである。サバイバーの転居や加害者の逃亡などの様々な要因はあるが、「加害者とサバイバーが公の前で対話し、和解する」というガチャチャの「ストーリー」が成立しない状況に対するケアは存在しなかった。

第二に、全体的なガチャチャ制度の印象として肯定的だったサバイバー 15名のうち7名は、個人にとってのガチャチャ制度の意義については否定的だった。

第三に、ガチャチャ実施以前には双方に疑心暗鬼があったために関係が断絶されていたことが分かった。すなわち、加害者とその家族は、ジェノサイドの後にサバイバーから報復されるのではないかと恐れており、一方でサバイバーの側も、加害者を警察に通報したことからその家族から恨まれたりしているのではないかと恐れているという状況が続いていたのである。ガチャチャへの評価として、加害者側も、サバイバー側（ガチャチャ制度の印象）も、両者の関係修復に貢献したというものが多くを占めたが、その中では、双方ともに、ガチャチャ以前はお互いに報復を恐れていて、その結果、対面や対話の機会を持たず、したがって関係修復の機会すらなかったと語っていた。その点では、ガチャチャ制度はなかば強制的——その適切性はさておき——に、両者を対面させるきっかけにはなった。

第四に、ガチャチャにおける「赦し」は、多分にセレモニーとしての赦しに過ぎないのではないかという疑問が、ガチャチャ法廷以後の両者の関わり合いの中から如実に感じ取れた。両者とも、どちらかと言えば受動的な関わり合いであり、積極的に関係を持つことを望んでいるようではない。サバイバーの中には、加害者との関わり合いを拒絶する発言もあった。

第五に、加害者として訴追された者の中で、ガチャチャでの証言によって冤罪が晴れたというケースがあった。まれなケースなのであろうが、ガチャチャ制度がなければ冤罪が晴れぬまま、刑務所に拘留され続けていたであろう。

6. おわりに

ガチャチャ制度の内容について様々な批判すべき点は、上述した先行研究のように指摘されている。それらについては議論されなければならないが、本稿を執筆するにあたって行った調査は、

そのような外部者からの批判を伴う不完全な制度であったとしても、当事者たちにとってどのような意味があり、どのような効果を本人たちや社会に対してもたらしたか（あるいは負の影響をもたらしたか）について検討するための材料を収集する試みであった。

ガチャチャ制度は、ジェノサイド犯罪という過去を迅速に清算するという政治的な要請から行われてきたという部分は大きい。そしてルワンダ全土にわたって全住民が参加をさせられてきたのである。当事者である住民の視点に立てば、そして住民同士の良好な関係を保った社会を希求するならば、ジェノサイド後のルワンダにおけるガチャチャ法の制度設計や運営上の問題点を指摘するとともに、その制度によって、暴力を介した人々間の禍根を減らし、両者の関係の修復に貢献しうるのかという視点は重要であると考ええる。

ただ本稿執筆にあたって行った調査によるデータは、あくまでガチャチャに「参加」した人々のインタビューを記録したものである。本研究をさらに深める上での今後の課題としては、ジェノサイドへの関与を否定し続け、ガチャチャ制度のプロセスへの参加を拒否し、拘留され続けている加害者や、RPFによる人権侵害行為を被ったにもかかわらず現政権の圧力を恐れて申し立てをできず、ガチャチャ制度のプロセスから事実上、排除された者の声を収集することである。ただ強権的な色彩を深めている、現在のルワンダ政府の統治下で、そのような人々から真の声を聞き出すことには、相当の困難が伴うであろうことは予想される。そのような状況下ではあるが、本研究の充実によって、暴力を経た社会における人々の関係修復に貢献する制度の在り方を提示できる一助としていきたいと考える。

注

- 1) ルワンダの行政区分は、全国を5つの州 (Province) に分け、以下、ディストリクト (District)、セクター (Sector)、セル (Cell) と細分化していく。
- 2) ジェノサイド当時の状況については、当事者の体験談やそれらをまとめたもので、ゴーレイヴィッチ (2003)、イリバギザ (2006) などがある。

参考文献

- Bornkamm, Paul Christoph (2012), *Rwanda's Gacaca Courts – Between Retribution and Reparation*. Oxford University Press.
- Clark, Phil (2010), *The Gacaca Courts, Post-Genocide Justice and Reconciliation in Rwanda – Justice without Lawyers*, Cambridge University Press.
- Gahima, Gerald (2013), *Transitional Justice in Rwanda*. Routledge.
- ゴーレイヴィッチ、P (2003) 『ジェノサイドの丘』(上)(下) WAVE 出版
- Human Rights Watch (2011), *Justice Compromised: the Legacy of Rwanda's Community-based Courts*, Human Rights Watch.
- イリバギザ、I (2006) 『生かされて』 PHP 出版

Lederach, J. P. (1997), *Building Peace*. United States Institute of Peace.

Reyntjens, Filip (2013), *Political Governance in Post-Genocide Rwanda*. Cambridge University Press.

武内進一 (2009) 『現代アフリカの紛争と国家』 明石書店

United Nations Human Rights Field Operation in Rwanda (1996), *The Administration of Justice in Post Genocide Rwanda*.